

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年10月14日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 青森県上北県土整備事務所
- （2）住 所 青森県十和田市西十二番町20-12

2 水路測量を実施する区域及び期間

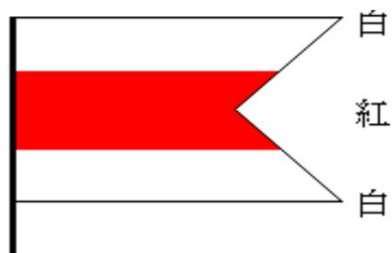
- （1）区 域 野辺地港（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年10月19日から  
令和8年11月6日（内1日）

3 水路測量の実施方法

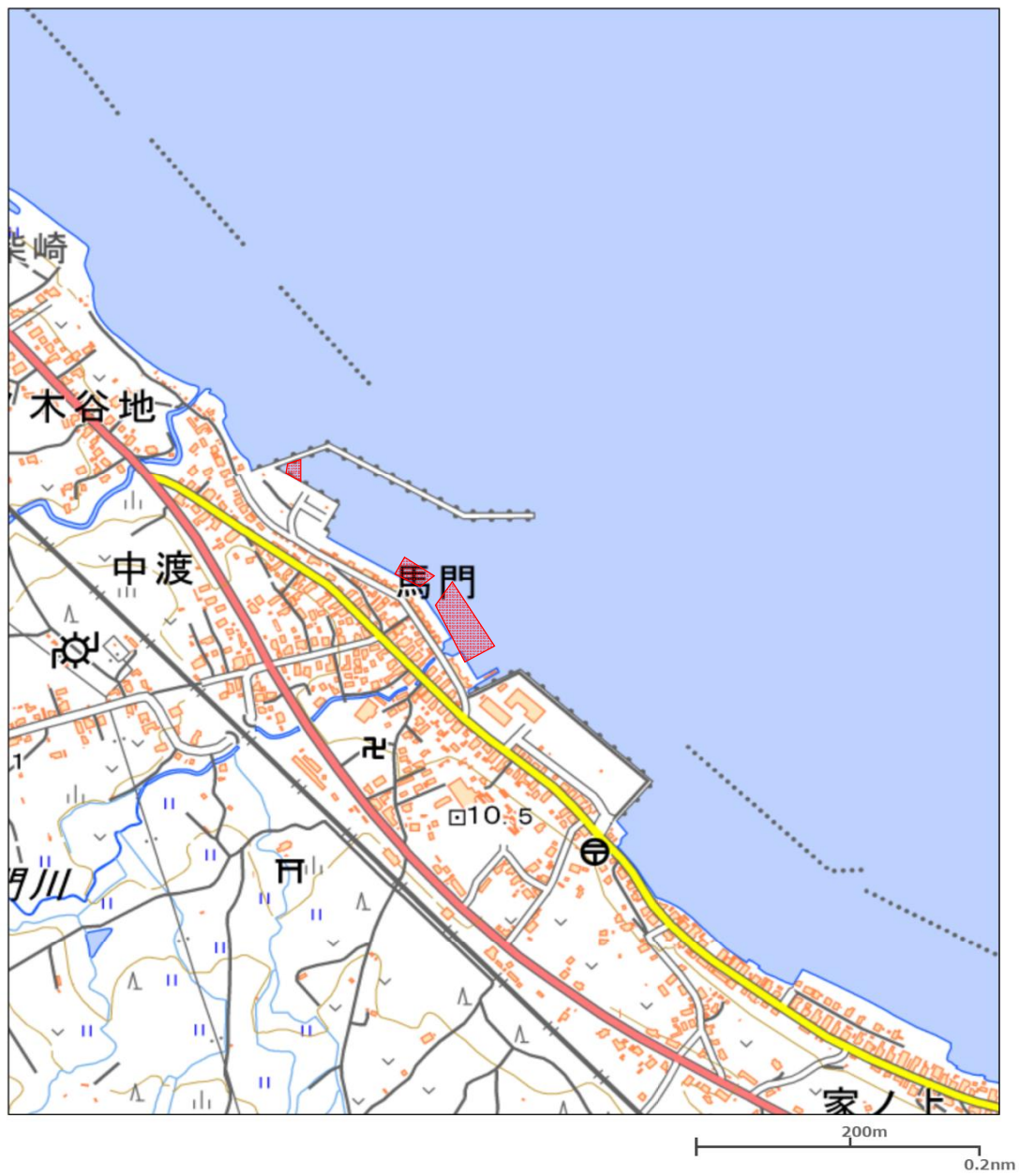
GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域



出典：海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/map/ja/>)

国土地理院(GSI)